

令和8年度入園に係る保育園・認定こども園入所説明会 資料

●保育所とは、児童福祉法に基づき、保護者が就労や病気などのため家庭において保育が出来ない児童を保育する施設です。（2号認定・3号認定）

●認定こども園とは、保護者の就労等の有無に関わらず、3歳児からは施設を利用することができます。（1号認定）

1. 入所できる要件（2号認定・3号認定）

保育園へ入所できる児童は、保護者等が次のいずれかに該当すると認められる場合に限られます。

- ・ 児童の保護者等が居宅外・内で仕事をしている場合（自営業、内職含む）
- ・ 出産を控えている場合（産前産後8週間）、妊娠中であるか出産後間がないこと
- ・ 疾病にかかり若しくは、負傷している等の障害（精神含む）があり保育ができない場合
- ・ 家族の介護にあたり保育ができない場合（通院や入院をしている場合を含む）
- ・ 震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたっている場合
- ・ 求職活動（起業の準備を含む）を継続的に行っている場合
- ・ 学生の場合または職業訓練を受けている場合
- ・ 虐待・DVの恐れがあり保育を行うことが困難である場合
- ・ 育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- ・ 町長が認める前各号に類する事情がある場合

2. 町内保育施設と入所対象児童

大台町立日進保育園	定員 90名	生後6ヶ月より（2号・3号認定）
大台町立川添保育園	定員 60名	生後6ヶ月より（2号・3号認定）
大台町立三瀬谷認定こども園	定員150名	生後6ヶ月より（2号・3号認定） 3歳児より（1号認定）
大台町立宮川保育園	定員 90名	生後6ヶ月より（2号・3号認定）

3. 利用時間

1号認定	基本利用時間	午前8時～午後12時30分
	早朝保育	午前7時～午前8時（午前7時～午前7時30分：有料）
	預かり保育	午後12時30分～午後4時（午後1時～午後4時：有料）

2号・3号認定

基本利用時間（短時間）	午前8時～午後4時
（標準時間）	午前8時～午後7時
早朝保育	午前7時～午前8時（午前7時～午前7時30分：有料）
延長保育	午後4時～午後7時（午後5時30分～午後7時：有料）

4. 申請書の提出先

入所を希望される方は、『支給認定申請書兼入所申込書』に必要事項を記入し、保育を必要としている事由を証明（就労証明書等）する書類を添付して大台町教育委員会事務局子ども教育課、子育て支援センター、保育園及び認定こども園に提出してください。

※1号認定を希望される方は、保育を必要としている事由を証明する書類の提出は不要です。

裏面につづく

5. 申込受付期間

令和7年10月1日（水）から10月24日（金）まで

6. 保育を必要としている事由を証明する添付書類

別紙の保育を必要としている事由を証明する書類についての資料を参考にしてください。

7. 入園前にかかりつけ医等で、入園前健康診断書（別紙）を記入していただき、提出をお願いします。

8. 保育料（別紙資料参照）

保育料については、保護者の市町村税課税額により決定いたします。

令和8年度保育料の4月分～8月分については、令和7年度の市町村税課税額により決定いたします。

9月分～翌年3月までは令和8年度の市町村税課税額により決定いたします。（毎年9月分保育料より見直します）

※月途中の入所・退所の場合の保育料は、日割計算をして保育料を決定します。

※令和8年1月1日時点で大台町に住民登録がない場合は、1月1日時点で登録されている自治体の所得・課税証明書等の提出をお願いします。

9. 保育料のさかのぼり変更について

保育料は世帯収入・状況等で決定いたしますが、これらがさかのぼって変更された場合は、年度内に限り、該当月までさかのぼって保育料の変更を行います。その場合、追加で保育料を納めていただいたり、差額を還付させていただいたりする場合があります。

10. 早朝・延長保育について

必要な方は、面接時に希望を聞かせていただきます。

11. 早朝・延長・預かり保育料について

預かり保育：午後1時00分から午後4時までの間に保育する場合は、1時間につき700円

ただし、午後12時30分から午後1時までの30分については費用を徴収しないものとする。

早朝保育：午前7時00分から午前7時30分までの間に保育する場合は、30分につき月額2,000円

延長保育：午後5時30分から午後7時までの間に保育する場合は、30分につき月額2,000円

ただし、午後4時から午後5時30分までの1時間30分については費用を徴収しないものとする。

12. その他

申請書の提出後または、入所後つぎのことで状況が変わったときは必ずご連絡ください。

- ・ 住所や連絡先が変わったとき
- ・ 家庭の状況に異動があったとき
- ・ 保護者等が転職、退職、就職されたとき
- ・ 入所している（したい）保育園を変更したいとき
- ・ 入所申込を取り下げるとき

※入所申込について分からない点がありましたら、次ページのところまで問い合わせ下さい。

本日の配布書類

本日の配布書類

1. 支給認定申請書兼入所申込書
2. 支給認定申請書兼入所申込書（記載例・記入上の注意）
3. 就労証明書または求職活動証明書（申立書）
4. 保育を必要としている事由を証明する書類について
5. 保育料（1号、2号、3号認定）
6. 入園前健康診断書

問い合わせ先

大台町教育委員会事務局

子 ども 教 育 課

82-3793

提出先

子 ども 教 育 課

82-3793

子育て支援センター

83-3500

日 進 保 育 園

85-0044

川 添 保 育 園

83-2054

三瀬谷認定こども園

84-1300

宮 川 保 育 園

76-0555